

議案第27号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成18年守谷市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「保護者」を「，保護者」に，「有する児童であつて，」を「有し，又は市が設置する」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「主任指導員及び指導員」を「主任支援員及び支援員」に改め，同条第2項中「主任指導員」を「主任支援員」に，「指導員」を「支援員」に改め，同条第3項中「指導員」を「支援員」に改め，「育成援助の指導」を「育成支援」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

平成30年 3月 1日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
27号	1

提案理由（議案第27号）

提案の理由を申し上げます。

他市町村の保護者から区域外就学の申請がされた場合、既定の基準に相当すると認めるときは、当該児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会と協議の上、承諾しています。当該児童を児童クラブの入所対象児童に追加するため、また、守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に合わせて、児童の育成支援に当たる者の名称を改めるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
27号	2

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(入所の対象児童)</p> <p>第4条 児童クラブに入所できる児童は、市長が、<u>保護者</u>の労働、疾病その他の理由により適切な保護を受けられないと認める者で、かつ、市内に住所を<u>有し、又は市が設置する</u>小学校に就学しているものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(主任支援員及び支援員)</p> <p>第7条 児童クラブには、施設ごとに<u>主任支援員及び支援員</u>を置く。</p> <p>2 <u>主任支援員</u>は、当該児童クラブの合理的かつ能率的な運営に努め、担当課及び保護者会との連絡調整並びに<u>支援員</u>に対し必要な指示をする。</p> <p>3 <u>支援員</u>は、児童の<u>育成支援</u> _____ に当たる。</p>	<p>(入所の対象児童)</p> <p>第4条 児童クラブに入所できる児童は、市長が<u>保護者</u>の労働、疾病その他の理由により適切な保護を受けられないと認める者で、かつ、市内に住所を<u>有する児童</u>であって、<u>小学校</u>に就学しているものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(主任指導員及び指導員)</p> <p>第7条 児童クラブには、施設ごとに<u>主任指導員及び指導員</u>を置く。</p> <p>2 <u>主任指導員</u>は、当該児童クラブの合理的かつ能率的な運営に努め、担当課及び保護者会との連絡調整並びに<u>指導員</u>に対し必要な指示をする。</p> <p>3 <u>指導員</u>は、児童の<u>育成援助の指導</u>に当たる。</p>